

(No.435)

ごかのお知らせ

お知らせ

■第1回 五霞町子育て 応援フェスタの開催につ いて

(健康福祉課)

「五霞町次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」の重点施策に基づく新たな取り組みとして、第1回五霞町子育て応援フェスタを開催します。

児童館や子育て支援センターを利用したことがない方のきっかけづくりや子育て親子が気軽に交流を深められるよう楽しい企画を予定しています。

○日時 12月3日(土)

午前10時から正午まで

○場所 ごか西児童館

○お問い合わせ
社会福祉G(内線237)

■麻しん風しん混合ワクチン 予防接種について

(健康福祉課)

次の要件に該当される方で、まだ接種されていない方はお早めに予防接種を受けてください。なお、対象者の方には今年4月・9月に個別通知をしておりますので再度ご確認ください。

○対象者

〔第2期〕

平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれ

〔第4期〕

平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれ

○接種期限

平成24年3月31日まで

○接種場所

町内医療機関及び町の指定医療機関

○接種費用 無料

※対象年齢以外の方は任意接種となり全額自己負担となります。

※接種を希望される方は予診票を発行しますので、母子健康手帳をお持ちのうえ、保健センターまでお越しください。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

■国民健康保険税及び後 期高齢者医療保険料の年 末調整用証明書・確定申 告用納付証明書を交付し ます

(町民税務課)

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として、年末調整または確定申告される場合に添付する証明書を町民税務課窓口にて交付します。窓口に取りに来るのが難しい方は、町民税務課までお問い合わせください。

この証明書は、保険税(料)を普通徴収(現金や口座振替により納付)により納付されている方が対象となります。また、年金から特別徴収により納付されている方は、日本年金機構等より送付される源泉徴収票に保険税(料)が記載されますので、改めて証明書の交付を受ける必要はありません。また、役場で確定申告をされる方は証明書の添付は必要ありません。

○交付場所

町民税務課 税務G(③窓口)

○交付日時

11月1日(火)から

(土・日・祝祭日を除く)
午前8時30分から

午後5時15分まで
○お問い合わせ
税務G(内線253)

■公的年金等に係る雑所 得を有する方の所得税の 確定申告不要制度の創設 について

(町民税務課)

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。ただし、次の事項にご注意ください。

※医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告については提出することができます。

※上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受けるには、確定申告書の提出が必要です。

※年金の収入以外で所得のある方は、その所得が20万円以下でも住民税の申告は必要です。

○お問い合わせ

古河税務署 ☎(32)4161(代)